

報 告 第 3 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石川 勝 行

訴訟上の和解について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

訴訟上の和解について

国家賠償請求事件について、次のとおり和解する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年1月29日

新居浜市長 石川 勝行

- 1 事 件 名 国家賠償請求事件（松山地方裁判所西条支部令和4年（ワ）第78号）
- 2 当 事 者
  - （1）原 告 （省 略）
  - （2）被 告 新居浜市（代表者 新居浜市長 石川 勝行）
- 3 訴 え の 概 要

平成31年1月31日、原告は、腹痛の症状により救急車を要請したが搬送されず、翌日病院を受診したところ約1か月間の入院となった。

救急隊員が、原告を適切な医療機関へ搬送すべき義務を怠り、搬送しなかった過失により、原告は多大な身体的、精神的苦痛を被ったことから、原告は、被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、110万円及びこれに対する平成31年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めて訴えを提起した。

#### 4 和 解 条 項

- (1) 被告は、原告に対し、平成31年1月31日午後9時41分頃原告方付近で行った救命救急活動において、機器を用いたバイタル測定等を行わず、救急車で搬送することなく、その後の対応も原告に対して配慮を欠くものであったことによって、多大な身体的、精神的苦痛を被らせたことにつき、深謝する。
- (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (3) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とする。